

## 第92回接続料の算定等に関する研究会

日時 令和7年1月27日（月）15:00～16:58

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、  
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、武田 史子 構成員、  
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員

(以上8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 種村 青治 経営企画部 営業企画部門  
部門長

西日本電信電話株式会社 木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門  
部門長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長  
田淵 翔 相互接続部 接続制度グループ  
グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部  
相互接続部 部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査

山田 敏雅 FVNO委員会 委員長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

小畑 至弘 常任理事

久保 真 会長

一般社団法人IPoE協議会

石田 慶樹 理事長

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長  
東原 弘 経営企画部 接続推進室長

(3) ヒアリング事業者

Coltテクノロジーサービス株式会社

水谷 安孝 アジア太平洋地域社長

(4) 総務省

湯本総合通信基盤局長、吉田総務課長、大村電気通信事業部長、  
飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、  
廣瀬料金サービス課課長補佐、齊藤料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について
  - ・ 事務局より、資料92-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング
  - ・ 一般社団法人テレコムサービス協会FVNO委員会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及びソフトバンク株式会社より、それぞれ資料92-2から資料92-4までについて説明が行われた後、質疑が行われた。
- 「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組に関するヒアリング
  - ・ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及びColtテクノロジーサービス株式会社より、それぞれ資料92-5から資料92-8までについて説明が行われた後、質疑が行われた。
- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（令和7年度の接続料の改定等）
- 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」での検討結果に関する報告
  - ・ 事務局より、資料92-9及び資料92-10について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について

【相田座長】 ただいまから、接続料の算定等に関する研究会の第92回会合を開催いた

します。

本日、構成員は、オンライン会議にて、8名全員出席となっております。

それでは早速、議事に入りたいと思います。まず、議題（1）は「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案についてでございます。

本件につきましては、前回までにMNO及びMVNO等からヒアリングを行いました。今回は、そのヒアリング等での議論を踏まえた対象サービスの案について事務局より説明いただき、MVNO等から要望のあったサービス等について本件検証を行う合理性を検討したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

#### （事務局より資料92-1に基づき説明）

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明に關しまして御質問、御意見がございます構成員の方は、挙手いただくか、あるいはそれが難しいようでしたら、チャットを使うなり、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでしょうか。

では、私から、最後のほうに説明がありました、サービスプランが最近変わったときの扱いについてです。最後のページにあったとおり、年間スケジュールがおおよそ決まっている中で、各社さんにおいて、1年のこの時期にプラン変更するとスタックテストがやりにくくなるよというようなことになってはまずいかと思います。今回は御提案いただいたように進めていただくとしても、ぎりぎりのタイミングでプラン変更があった場合にどうするかという点については、来年に向けて、少し事業者さんの御意見も伺って、方針をある程度フィックスしてはどうかと思いました。何か事務局からこれに関して御意見ございますでしょうか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。スタックテストを実施する際に用いる実績の対象期間については、指針では具体的なところまでは定めていないと思っております、悩ましい点かと思えます。1点申し上げられるかもしれないのは、仮に今回、増量前の期間も含めて通年的な実績で検証するというのであれば、あくまで仮にですが、来年度以降、再度同じプランが検証対象になりそうなときには、今度は通年にわたって30GBに増量された実績が出てくるのだろうと、そのような状況変化があるのだから

ら再検証してほしいといった要望が出てきた場合には、なかなか状況変化がなかったとは言いつらいのかと思います。来年の検証を予断するものではないですが、そういう意味では、今回、増量後の期間にフォーカスして検証できないのであれば、再検証の可能性が少しあるという前提の上で、そのようなやり方で検証していただくということも考えられるかと思いますが。

また、プランが変わるという点でいきますと、例えばY!mobileのシンプル2については、実は1月1日から更なる料金変更が既に行われておりまして、今回対象として挙がっているプランは既に変更しているという状態でありまして、時機を逃さず検証するという意味では、今回、増量後の期間にフォーカスして検証しておいたほうが良いとも考えられなくもないと思います。他方で、利用実績に季節性のようなものが仮にあるのだとすれば、1年なり事業年度なりの実績で検証するということは、それはそれで合理性があるところだと思いますので、少し悩ましい点でございます。

すみません、少しお答えになっていないかもしれませんが。

**【相田座長】** どういう方針でMNO側で検証を行ったかという点が、翌年度以降のその後の状況変化の有無の検討において考慮され得るということで理解いたしました。

それでは、この件、あるいは別の件でも結構ですが、ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。特にございませんようでしたら、今年の検証対象については、資料の16ページ目でお示しいただいたような方向で進めていただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、特に御異議ございませんようですので、そのように進めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

## ○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング

**【相田座長】** では、続きまして、議題の（2）の「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリングでございます。

本件につきましては、前回会合で、NTT東日本・西日本の光サービス卸に関する検証結果の概要について事務局から御説明がございました。今回、その内容及び特定卸電気通

信役務に関する規律の運用状況について、固定通信分野の状況に着目して、テレコムサービス協会FVNO委員会、日本インターネットプロバイダー協会及びソフトバンク株式会社の3者様から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず、テレコムサービス協会FVNO委員会様より御説明をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会FVNO委員会の山田でございます。

資料92-2に沿って御説明させていただきたいと思います。

まず、おめくりいただきまして、右肩1ページ目です。卸料金検証について、委員会側の取りまとめ事項を報告いたします。

この間、NTT東西様から、指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく検証結果等について複数回、御説明と御回答をいただいております。また、2023年、ファミリータイプの卸料金の値下げがあったものの、「特に」と表現させていただきますが、中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが現状厳しくなっております。また、光コラボレーションの事業の継続の不安を抱える事業者も現在聞こえてきておりますので、事業者様によっては一部撤退というような事情も起こっております。

この点、FVNO委員会といたしましては、引き続き卸協議の適正性や運用の改善についてNTT東西様と協議を進めていくとともに、現状、多くの加盟事業者様にとって、光コラボ以外に回線の調達手段がなかなか無い中で、協議の基礎となる本検証の内容は重要であり、この辺りについて御理解いただき、追加的な説明を求めていきたいと考えております。

右肩2ページ目、御説明させていただきます。引き続き、卸料金検証について、NTT東西殿からも光サービス卸のビジネスモデルについて、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を変動させる性質のものではないと、何度か御説明をいただいております。委員会内で様々議論している中で、単年度のコストによる具体的な内容を開示いただきたいという意見が何度か出ており、特に「リニアに料金を変動する性質ではない」との部分についてまだまだ納得ができないという意見が委員会内で出ておりますので、再度御説明いただけたらと思っております。

また、中長期の面で見ますと、連動性があるかを確認するために、サービス開始当初からコスト推移を明らかにすることが必要と考えております。さらには、複数年度での需要

コスト、将来の投資等を踏まえた料金設定をしているため、サービス開始当初からのコスト推移を明らかにした上で、中長期でのコストとの連動性を確認・検証すべきと考えております。

右肩3ページ目、御説明させていただきます。引き続き卸料金検証に関してですが、この間、NTT東西殿から、人件費や電気料金、部材費等の大枠の説明はいただいております。ただ、世間一般的な人件費、部材費等の高騰等と、NTT東西内のコスト状況は必ずしも一致しているものではないのではないかという議論が委員会内で行われております。また、黒ボツ2つ目ですが、原価に占める人件費等コストの比率が分からず、卸料金の影響がどれぐらいのものかという点が一部不明快ではないかという意見も出ております。

そのため、可能であれば、この間何度かお伝えしておりますが、やはり1回線当たりかかっているコストの部分はNTT東西殿の経営情報でもあるかと思いますが、卸先事業者側の妥当性判断のためにも、原価、特にその他費用における各コストの比率及び推移を開示の上、今後議論できればと思っております。また、直近では10Gのサービスを開始していただき、コラボ事業者にも卸提供いただいております。この10Gサービス開始に当たり、卸値を確定する上で何らかの算定はNTT東西様の中で行われているものだと思いますので、まずは項目等でも開示いただき、その項目に関して、コストの面に関しては議論ができればと考えております。

右肩4ページ目です。特定卸役務に関する規律について御説明させていただきます。光コラボ事業者は、現在800社、再卸事業者まで含めると約1,400社程度が現在活動されております。大半が中小規模の事業者様だと考えられております。現状の卸値では、他の光回線だけではなく、昨今出てきておりますワイヤレスブロードバンドのサービス、そちらとの競合も厳しくなっていると各社様から聞いております。光コラボ回線の2023年度末のシェアはMNO様が7割強を占めておりまして、結果、少しお伝えしづらい部分がありますが、資本力がある程度ある企業様に集中しているような寡占状態ではないかという意見も一部出ております。

FVNO委員会におきましては、これまでも、卸料金については接続料と一定の連動性あるべきということを、一貫して主張させていただいております。構成員の先生方には別紙グラフを提示させていただいておりますが、近年、若干の乖離差は縮まってきたものの、まだまだ値下げ状況は乖離しているとコラボ事業者の中では認識しております。引き続き、接続料との一定の連動性があるべきであり、接続料改定時期と合わせた卸料金の改定が必

要ではないかと考えております。接続料の改定時期と連動せず、期中の料金改定を行う場合、各社様の事業計画等の見直しが発生するなど、卸先事業者様への影響が出る可能性もあるため、このような卸先事業者様への影響も配慮いただき、接続料改定時期と合わせた卸料金の改定を単年度前に御検討いただきたいという点をお伝えさせていただきます。

右肩5ページ目、御報告させていただきます。引き続き、特定卸役務に関する規律についてでございます。光コラボの運用の取組改善に関しまして、NTT東西様との各種議論の中で、要望事項が4点ございます。1点目が工事・納期関連、2点目がシステム・データ関連、3点目が運用関連、4点目がその他について、この間議論等行ってきております。以前も御報告させていただきましたが、コラボ事業者からの各種課題事項を取りまとめ、NTT東西様からの回答をフィードバックする仕組みが2022年10月に開設され、運用が開始されております。約2年程度、このような取組の中で運用改善が図られてきている状況でございます。

しかしながら、一部事業者様から御要望いただいておりますが、ポータルサイトで公開されている要望が、公開情報で約70件ございます。NTT東西さん各半々程度ですが、これに対して実質、解決が一、二割程度となっており、まだまだ課題解消についてはもう少し踏み込んだことをしていかないといけないのではないかと考えております。また、現状は、故障受付の改善に向けた議論を行っており、この辺り一定のめどが立ってきておりますが、各社様が求められております、いわゆる工事手配関連、SO関連に関しては、NTT東西様において、今年度は双方向番号の関連や光回線再転用といった他のシステム開発があったとのことで、なかなかこの工事手配関連の議論が進まない状況でありました。次年度以降に関しましてはFVNO委員会において、多数要望が出てきておりますので、こういった具体的な議論をさせていただけたらと考えております。

最終6ページ目を御説明させていただきます。卸協議における卸料金の一定の透明性については、これまでもNTT東西様から複数回、説明、回答いただいております。この点に関して、ありがとうございます。加盟事業者全てが内容をまだまだ納得しているものではないことから、この間述べさせていただきました指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく検証結果の詳細説明について、NTT東西様に引き続き求めるとともに、併せて、後段御説明させていただきました光コラボの運用改善の取組の推進を行いながら、卸協議の適正かつ円滑化を図っていきたくとFVNO委員会では考えております。

私からの説明は以上でございます。

【相田座長】      ありがとうございました。

それでは続きまして、日本インターネットプロバイダー協会様から御説明をお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】      日本インターネットプロバイダー協会です。それでは、本日、御説明の機会をいただきありがとうございます。私、久保のほうから説明をさせていただきます。

資料に沿いまして、まず「はじめに」のところでございます。前回は申し上げておりますが、光卸の検証につきましては、適正な情報開示が不足しているため、総務省様や研究会による牽制効果も働きにくい構造かと存じます。卸料金の十分な低廉化という目的を達することができず現在に至っており、引き続き、本研究会での適切な検証を要望させていただく次第です。

2 ページ目、卸料金につきましては独自の理論で設定されているような印象でございます。透明性の下、卸料金を検証する前提が崩れているのではないかと考えます。総務省様においても課題の把握は非常に困難であると考えられ、接続と同等レベルでの規制・検証がなされるべきと考えます。

3 ページ目、こちらは前回91回の会合にて、下段に記載の項目につき事務局から説明、報告があったかと存じますが、こちらにつきまして、次のページよりコメントを述べさせていただきます。

4 ページ目、サービス運営コストに関してです。右側に記載のとおり、光卸の契約者数が微増にとどまる中で、2024年には新規機能の実装はさほど増加しておらず、従前からのコストの増加要因は少ないのではないかと考えております。

5 ページ目、投資等の対応につきましては、右側に記載のとおり、光クロスなどの強化要因については理解するも、償却満了となる開発項目もあり、全体のコストへの影響は不明ということでございます。仮に開発投資が100億円かかった場合、償却費ベースでは卸原価全体への影響というのは限定的ではないかと考えてございます。

6 ページ目は参考までですが、光卸原価の推計ということで、仮に原価が4,600億円程度と考えた場合、先ほどの投資100億円の償却費は全体の1%に満たないということでございます。

7 ページ目、人件費でございますが、外部の指数を用いて2024年まで113%の増加という

ことでしたが、右に記載のとおり、指数につきましては、NTT東西殿の実績ではないため、実態については不明であります。ジョブ型人事制度等の中で報酬が増加するという方もいらっしゃると思いますが、全体満遍なく13%増加というのが実態か否かについては、理解しかねるところでございます。

8ページ目について、当協会でも把握できる範囲でデータの有無を確認したりしているわけですが、NTT殿のIRにて開示されている資料にセグメント別損益というのがあり、この中に地域通信セグメントがございます。こちらは光卸のコストが明示されているわけではないですが、参考になります。以下に御説明をさせていただきます。

9ページ目の光卸契約者数について、2023年で1,710万契約から、2024年に1,740万契約と、微増になるとの予測が示されております。

次の10ページ目が地域通信セグメントのデータですが、2023年と24年度の第2クオーターの実績がございます。上段の収入につきましては、光サービス卸は黄色で記載のIP系・パケット通信サービス収入に入っているかと思われませんが、契約者数は、先ほど示したとおり、対前年で微増となっており、光卸の収入自体に大きな変動はないのではないかと考えます。一方で、下段の営業費用ですが、黄色で記載の増減の部分に目を向けますと、まず人件費は対前年で25億円の減少、経費も、電気代の上昇を含めても109億円の減少、償却費は増加しておりますが、前述しましたとおり、光卸の償却費のインパクトは限られるのではないかと考えてございます。

11ページ目について、前ページを踏まえて、割り算で1回線当たりのコストといったものを考えますと、2024年は、分母の契約者数は微増して、分子の経費は減少ということで、回線当たりのコストは改善しているのではないかと考えてございます。もちろん我々は詳細な把握ができないものの、地域通信の人件費総額が下がっている中で、光卸の人件費だけが外部の指数と連動して113%に増加ということは考えにくいのではないかと考えております。

12ページ目は、光サービス卸のビジネスモデルに関してでございます。こちらにつきましてはリスクとリターンの構造が不明ということでございますが、次の13ページにて補足いたします。

13ページ目はビジネスモデルに関する要望事項ということで、4点記載してございます。自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式、サービス開始当初から、過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で二重回収になる懸念に関

し、投資回収における定量的な基準・計算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドといったことをございます。これらに対する共通理解がないと、個々の費目の定性的な御説明のみでは、十分な説明がなされているとは言えないのではないかと考えております。

14ページは御参考になりますが、以前、佐藤先生からありました御質問につきまして、中段の赤字の部分で、NTT東西殿は「接続料相当額の上昇に応じて光サービスの料金を値上げすることは、市場関係に相当の変化が生じない限り、当社の料金戦略としては取り得ない」といったことで、値上げを否定されておりますが、下段に関して明確な説明はなされていない状況ではないかと考えます。

最後になりますが、当協会の会員、コラボ事業者は、NTT東西殿と引き続き連携して市場の拡大に努めてまいる所存です。市場、事業者の健全な発展に向け、透明性の下、適切な検証を要望いたします。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

【相田座長】      ありがとうございました。

それでは続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】      ソフトバンクの伊藤です。ありがとうございます。それでは、資料92-4に沿って説明させていただきます。

右肩2ページ目からです。「はじめに」ということで、光サービス卸の卸役務としての特殊性について、光サービス卸は特に以下の3点に関して特性があると思っています。まず1点目は、ボトルネック設備であるNTT東西さんの光アクセスを利用した卸サービスであること、それから2点目として、依然としてブロードバンド市場における圧倒的な市場支配力を有していること、それから3点目ですが、接続との代替性が不十分であると、以上の特殊性をもって一般的な卸とは異なるサービスであるということで、卸料金の透明性や適正性が一層求められるサービスであると考えております。

3ページ目、こちらは原価との連動性に関してです。光サービス卸は2015年にサービスが開始されて、2024年、現時点で1,700万を超える契約者数を有しておりますので、常識的に考えて初期投資は既に回収済みと想定されることから、卸料金に関しては接続料とその他費用を含む原価と一定程度連動した見直しを実施して、市場へ還元すべきと考えております。

続きまして、NTT東西さんの卸料金検証・情報開示に関する当社の考えについて、右

肩5ページ目です。こちらは、これまでNTT東西さんが卸料金検証及び情報開示していただいた内容で、大きく3つあったかと思えます。1点目、情報開示について、接続料の回線当たりの単金や、その他の営業費用に関しては費用項目等の情報開示があったということです。それから、2番目の料金設定、3点目の料金改定時期あるいはNTT東西同一料金に関するNTT東西さんからの見解が示されたと理解しております。この個々について、より詳細な中身と、当社が考える課題について御説明させていただきます。

右肩6ページ目です。まず、開示情報に関してです。接続料、その他営業費用に関する開示情報に関する課題です。

まず、接続料以外のその他の費用に関する検証は、左下に図をお示ししていますけれども、こちら卸料金と接続料相当額との差額に関する開示情報に関しては、中身が費用項目と、それから一般的な市場コストの傾向のみが示されていると理解しております。これだけですと卸料金に与える影響の定量的な評価ができないと考えております。それから、右のほうに図をお示ししています時系列の検証について、時系列の比較が直近3か年の比較になっているため、中長期での料金や原価推移を踏まえた評価ができないと考えております。

7ページ目です。こちらは料金設定の考え方に対する課題です。単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を変動させるものではないとか、中長期の需要で投資回収可能な料金設定をしているといった御説明があったかと思えます。それから設備投資の考え方も、市場環境、競争状況の変化に対応しているとか、老朽化や将来の技術の進展に伴う設備投資を踏まえた上での料金設定をしているといった考え方が示されていたかと思えますが、いずれも定性的な説明に終始していると考えておまして、具体的な投資回収の設定期間や将来必要な投資の規模が不明のため、全体として料金妥当性の客観的な評価ができないと考えております。

8ページ目、料金設定の考え方の続きですが、卸料金の累計値下げ額に関しては開示がりましたが、これだけですと、市場への適切な還元となっているかが評価できない、一面的な数字だけになっていて全体の評価ができないと理解しております。追加で必要な情報として考えられるのが、需要増等で1ユーザー当たり単価は恐らく減っている、低減されていると思うのですが、その単価自体の原価の低減による収支の実態等が不透明なため、これも一面的な情報の開示のみで、突っ込んだ議論がこれ以上できない状況であると考えております。

9ページ目です。その他の項目です。卸料金改定時期等に関する課題について、全て構成員限りとさせていただいていますが、いずれも料金改定時期と合わせた卸料金改定を実施しない合理的な理由の説明は、これまでされていないという認識です。

10ページ目です。これはその他の項目として東西同一料金に関する課題です。こちらについても東西同一料金とした理由の説明はありましたが、NTT東西さんの間のコスト構造の差分や料金の均一化の方法についての具体的な説明がなく、料金妥当性の判断や議論ができないと考えております。

それから、12ページ目、追加的な情報開示のさらなる措置の検討について、コスト構造のさらなる透明性確保や、中長期でのコスト連動の妥当性を議論するためには、さらなる措置として、大きく2項目要望したいと考えております。

1点目について、価格の連動性の観点でより深い議論をする上で、「時系列比較による検証」の項目の追加が必要だと考えておまして、サービス開始当初、2015年度からのデータ検証をぜひさせていただければと思っております。費用項目については、今、卸料金と接続料相当額が出ていますが、これに加えて、その他の費用として、光サービス卸の運営に係るコストと、卸事業者の支援にかかるコストも追加いただきたいと、サービス開始当初からの増減率を追加していただきたいということが1点目です。

2点目について、こちらは投資回収の観点で、ぜひ累計値下げ額に関する情報を追加いただきたいと考えておまして、先ほどのNTT東西さんからの情報開示のところで、サービス開始当初からの卸料金の累計値下げはコメント、言及いただきましたが、加えて接続料相当額の累計値下げ額、それからその他の費用、光サービス卸の運営に係るコスト、卸事業者支援に係るコストの累計値下げ額についても、併せて追加で開示、提示をしていただきたいと考えております。

13ページ目が、その追加開示の表のイメージです。事業者が開示できる、できない部分はあると思いますが、最低限開示いただきたい項目としては、直近3か年の各費用項目及び卸料金の増減率と開始当初からの増減率であり、この2つで価格の連動性について確認し、評価、議論したいと思っております。また、先ほど申しましたとおり投資回収の観点で、累計値下げ額をぜひ開示いただいた上で、議論させていただければと考えております。

当社からは以上です。

【相田座長】      ありがとうございました。

それでは、ただいまの各社様からの御説明につきまして御質問、御意見がございます構

会員の方は、また挙手いただくか、それが難しければチャット、あるいは直接マイクをオンにして御発言いただいても結構です。

それでは、まず高橋構成員、お願いいたします。

**【高橋構成員】** 高橋でございます。各社様、協会様からNTT東西さんに情報開示の要求が様々ありました。結構経営情報に関わる部分もあるということで、難しいとは思いますが、できる限りNTT東西さんには情報を開示していただきたいというのが私の個人的な意見です。

また、開示できない情報の中には、予測情報の部分など、技術的にNTT東西さん自身が把握できないものもあるかとは思いますが、その辺は切り分けして、できる限り開示していただきたいと思っております。また、これはどなたに質問すればいいのかわからないのですが、こうした情報のやり取りにおいて、開示あるいは公開された情報の取扱いについてのルールというものは事業者間で今、あるものなのでしょうか。

**【相田座長】** 本日、NTT東西さんもオブザーバーとして参加いただいておりますので、ただいまの高橋構成員からの発言につきまして、本日この場でお答えいただけることがございましたら御発言いただけますでしょうか。

**【NTT東日本・西日本】** NTT西日本の木下でございます。今御質問いただいた事業者間のやり取りにつきましては、基本的に事業者間でNDAを結ばせていただいて、情報のやり取りをさせていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

**【相田座長】** 前半のほうの、本日3者様から御要望のあった追加の開示項目については、何かコメントございますか。

**【NTT東日本・西日本】** 追加の開示項目については、今日御要望いただいて、また、高橋先生からも今御発言ありましたが、当社としても出せるもの、出せないもの、いろいろ事情はございますが、できる限り善処させていただきたいと思っております。ただ、経営情報といった点につきましては、どうしても開示できないということもございますので、その辺は次回プレゼンのほうで御説明をしたいと考えてございます。

以上でございます。

**【相田座長】** 高橋先生、いかがでしょうか。

**【高橋構成員】** 情報の取扱いのルールについてはNDAが締結されているということですが、その辺の情報の取扱いのルールについても、またさらに少し見直して、なるべく

NTT東西さんが開示をしやすいような環境をつくることも大事かと思えます。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。以前の会議で具体的なコメントはかなりしたので、重複することになりますが、高橋先生とほぼ同じ意見です。皆さんの意見について私の理解を申し上げますと、かなり定性的な情報が多く、情報が足りないため、より定量的な情報を提供いただかないといけないということだと思えます。費用の水準、構成割合、推移、例えばサービス開始時からの時系列の比較ができるような情報等、具体的な要望が多く挙がっていますので、これらの多くが直ちに対応できるものとは思わないですが、基本的には、できる限り、対応できるできないをきちんと説明していただきたいと思えます。できない場合は、ただ経営情報であることを理由にするのではなく、できない合理的な理由も含めて適切に対応いただいて、少しでも競争事業者さんの納得性、理解を高めたいと思えます。そういう意味で、予見性、適正性がまだまだ特定卸サービスとして十分だと思っていないので、NTT東西さんにおいては、ゼロ回答ではなくて、できるところから情報公開の改善を実施していただければと、強くお願いしたいと思えます。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、ただいまの高橋構成員、佐藤構成委員からの御発言に関しまして、事務局から何かコメントはございますか。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局の総務省料金サービス課、小川でございます。今、高橋先生、佐藤先生から御指摘いただきました事項、それからNTT東西さんからの情報をよく整理しつつ、次回プレゼンを御希望されているということでございますので、その御説明も踏まえて、また改めて御議論いただければと思えます。また、情報開示に関しての在り方の整理なども検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかに御発言の御希望ございますでしょうか。

それでは、この件に関しましては、今事務局からも御説明ございましたように、NTT東日本・西日本さんから改めて御説明の機会をいただく方向でもって事務局と調整させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の（３）、「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組に関するヒアリングでございます。

昨年９月に「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」が公表されました。今回は、ガイドライン公表後の状況につきまして、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及びC o l tテクノロジーサービス株式会社の４社から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず株式会社NTTドコモ様から御説明をお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの東原でございます。それでは、資料92-5に基づきまして御説明させていただきます。

右肩１ページ目でございます。こちらは総務省によるガイドライン策定前後の事業者間協議の状況について記載させていただいております。まず、ガイドラインの策定前は、事業者間協議においては守秘義務を盾に、なかなか協議が進展しないという状況でございました。一方、ガイドライン策定後につきましては、着信インセ契約等の情報開示が進んでおります。着信インセガイドラインの策定により、事業者間協議が進展し、トラヒック・ポンピングの解消に大きく寄与したのではないかと我々は考えております。また、接続の請求を拒める正当な理由の追加等の省令改正も行われましたので、協議の実効性は今後も高まると考えております。

右肩２ページ目でございます。トラポンの疑いのある事業者との協議の状況について御説明させていただきます。

まず当社は、着信インセガイドラインの策定を見据えて、事業者との間で協議を重ねておりました。その結果、ガイドライン策定後に大きくトラヒックが急落しているという状況を確認しております。具体的に申し上げますと、左側の図にございますとおり、約90%トラヒックが急落しております。また、発着信通話時間比率について、ガイドラインの策定前は数十倍から数百倍だったところが、策定後は数倍程度に落ち着いてきており、当社の平均と比較してもほぼ遜色のない数値になっているかと考えております。当社といたしましては、トラポンはある程度解消できたのではないかと考えております。

右肩３ページ目でございます。トラポンに対する今後の対応についてでございます。本研究会の議論を踏まえまして、政策的な手当てが行われた結果、トラポンが解消されたとい

うことにつきましては大変感謝をしております。一方で、非指定事業者は接続料の水準の規制がないため、代理業者へのインセンティブ等を接続料原価に算入することが可能という状況は変わりません。こうした状況を踏まえ、新たな手法により意図的にトラヒックを増加させる可能性があるのではないかと考えており、いわゆるいたちごっこになるのではないかと懸念しております。したがって、今後も総務省による定期的なモニタリングが必要になっていくのではないかと考えております。

右肩4ページ目でございます。そうした状況において、疑わしい事例について、当社は着信インセ契約の有無にとらわれず、いわゆる発着信通話時間比率等を参考に事業者協議を実施する方針としております。具体的に申し上げますと、当社平均である約2倍という数字と比較して、一定程度、発着信通話時間比率の高い事業者に対しては、協議により、その理由等を確認していきたいと考えております。一方で、当該事業者にも、例えば着信インセ契約が実際存在しない場合など、様々なケースがあると考えており、協議による解決に時間がかかる場合もあるのではないかと考えております。

右肩5ページ目でございます。着信インセガイドラインについて、まとめとお願いということになります。

まず当社は、先ほども申し上げましたとおり、疑わしい事例につきましては事業者間協議によって実態把握に努めていきたいと考えております。一方で、総務省におきましては定期的なモニタリングを行っていただきたいと申し上げましたが、そうしたモニタリングを行った結果、新たな手法が発見された場合は、着信インセガイドラインの目的に照らしまして、迅速な解決をお願いしたいと考えております。なぜならば、解決に時間がかかると、それまで当社は接続料を支払い続けることとなりますので、その間いわゆる血が止まらないという状況が継続します。こういった状況を一日でも早く解決したいと考えておりますので、ぜひ迅速な解決をお願いしたいと考えております。また、ガイドラインの事例の追加や所要の行政上の対応を行うことも必要であると考えております。これらにつきましては、下に抜粋させていただいております着信インセガイドラインにも記載されておりますので、厳正な法の執行をお願いしたいと思います。

以上、当社からの発表になります。ありがとうございます。

【相田座長】      ありがとうございました。

では、続きまして、KDD I 株式会社様から御説明をお願いいたします。

【KDD I】      KDD I の橋本です。それでは、資料の92-6に従って御説明させてい

たきます。

弊社からは、各種タイミングでの弊社のトラヒックの傾向の変動について御説明いたします。

次のページをお願いします。まず、2023年度に総務省様においてトラヒック・ポンピングに係る考え方等が様々整理されましたが、それ以前の状況について御説明いたします。比較対象として一般的な使われ方としてNTT東西様のひかり電話の状況を参考として記載しておりますので、それと併せて御参照いただければと思います。

次のページをお願いします。まず発着信の通話秒数比率について、グラフの上に行くほど、いわゆるauの発信が着信よりも多い状態、すなわちトラヒック・ポンピングの疑義事業者への着信が多い状況ということで見えていただければと思います。まず疑義事業者のA社からC社につきましては、NTTのひかり電話が3倍程度ということと比較して、かなり疑義事業者への着信トラヒックの比率が多いということが見てとれると思います。また、月によってもかなり変動があるということが大きな特徴となっております。

次のページをお願いいたします。次は疑義事業者のD社、E社ということで、こちらはあるタイミング、2022年5月を境にトラヒック傾向が大きく変動した事業者となります。ちょうど2022年6月初旬に、ある事業者の社員が逮捕されたという事案が発生したタイミングでございますので、それが影響したのかどうか分かりませんが、いずれにしろ、このタイミングで大きな変動があったということでございます。

次のページをお願いします。auの発信の平均通話秒数の推移について、A社からE社まで、5社の状況をグラフに表しております。ベンチマークとして、NTTひかり電話についてはおおむね120秒程度で安定して推移しているという状況に比べますと、こうした疑義事業者各社につきましては非常に平均通話秒数が長いということが見てとれます。長い事業者だと1,800秒を超えるということですので、1通話当たり30分程度、通話が発生しており、非常に長いという点が特徴であります。また、月変動もかなり大きいということが見てとれるかと思えます。先ほどD社、E社については2022年5月以降にトラヒック変動があったということですが、こちらの平均通話秒数でも、そこを境にやはりかなり変動して、NTTひかり電話に近い水準になっているということが分かるかと思えます。

次のページをお願いいたします。5ページ目以降は、2023年度以降のトラヒック状況についてです。6ページ目のとおり、大きくトラヒックが変動したタイミングは3つほどあると弊社では確認しております、1つが2023年5月で、これは研究会のほうで着信イン

センティブ契約に係る電気通信事業法の適用についての考え方がちょうど公表されたタイミングです。2点目につきましては2024年6月で、ここが研究会の第八次報告書及びトラヒック・ポンピングに係るガイドラインが公表された時期になります。3点目が2024年9月で、そのガイドラインが施行されたタイミングでございます。

7ページ目をお願いします。先ほどの2022年以前の状況と同じように、発着金の通話秒数比率について、A社からC社の状況でございます。まず①のタイミングで、A社とC社については大分トラヒックが変動していて、発着比率の乖離が縮小しているということが見てとれていて、またB社につきましても、②のタイミング以降に発着比率の乖離が縮小する傾向が出てきております。これについては総務省様の整理がトラヒック・ポンピングの改善に寄与していると、弊社としては考えております。ただ一方で、A社につきましては、①のタイミングで一旦減りましたが、その後また上昇傾向になっておりまして、②以降に再度減少傾向になっておりますが、依然として疑義事業者への着金の比率が20倍超になっていて、かなり大きい状況が続いていますので、ここについてはまだ少し注視が必要な状況かと考えております。

8ページ目をお願いします。次に、D社、E社につきましては、2022年5月以降に収束した形になっておりましたが、2023年度以降につきましても、ベンチマークのNTT東西さんのひかり電話と比較しても特異な推移とはなっていないということが見てとれます。

9ページ目をお願いします。次に平均通話秒数の推移について、A社からC社の状況ですが、こちらについても①のタイミング、そして③のタイミングで変動があったということが見てとれています。ただし、C社については①のタイミングで大きく減少して、その後、横ばいで推移しておりますが、A社とB社については、変動はあるものの、引き続き平均通話秒数は長い状況が続いているということで、NTTのひかり電話と比べても、やはりかなり平均通話秒数が長いということがございますので、本当にトラヒック・ポンピングが収まっているのかどうかという点は、引き続き注視が必要かと考えております。

10ページ目をお願いします。D社、E社につきましては、2022年5月以降、収束しておりまして、NTT東西のひかり電話と比較しても特異な推移となっていないということが見てとれております。

このように、総務省様の制度整理等を踏まえて、トラヒック・ポンピングについては以前に比べるとかなり改善されていると弊社では考えておりますが、ただ、一部事業者が本当に完全になくなったと言えるのかどうかという点は、まだ少し怪しい部分等もあります

ので、引き続き総務省様において、こうした取組については継続していただいて、新たな問題が発生した場合には必要な対応を取っていただくということをお願いできればと考えております。

弊社からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田座長】      ありがとうございました。

では続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】      ソフトバンクです。それでは、資料92-7を御覧ください。

1 ページ目です。当社の取組から説明させていただきますが、大きく2つの取組を実施しております。左側は、かけ放題の制限ということで、定額オプションや準定額オプションの提供条件書に使い方の条件を記載し、この条件を大幅に逸脱するような使い方をされているお客様に対しては、事前通知の上、従量課金に切り替えております。また、事業者間の連携として、月々の事業者間精算業務において、例えば対前月比、非常に大きく精算額が増えるなどの特異なトラヒックの増減が見られた場合は、その事業者を確認させていただき、といった取組をさせていただいております。

右側は、一昨年、2023年7月から8月にかけて全固定事業者様へヒアリングを行っておりまして、着信インセンティブ契約に関する考えについて意見を伺うといった取組を行ってきました。

2 ページ目です。過去疑義のあった事業者の状況について、1社に関して3年分のトラヒックの実績をお示ししております。3年前のある特定の月に若干トラヒックが増えた実績がありましたが、ここは個別にユーザー対応を実施させていただき、全体的な傾向として、現状トラヒックは特筆すべき状況にはないという状況です。

最後3 ページ目、まとめですが、当社は改正省令やガイドラインにのっとり、引き続きトラヒック・ポンピングの抑止に努める所存でございます。現在の自主的な取組を継続して行っていきます。それから、総務省様におかれましても、電気通信市場の健全性確保のため、今後の定期的な注視いただくなど、疑義が生じた場合、適宜こちらからも御相談をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をお願いできればと思っております。

当社からは以上です。

【相田座長】      ありがとうございました。

では続きまして、C o l tテクノロジーサービス株式会社様から御説明をお願いいたします。

【C o l tテクノロジーサービス】 ありがとうございます。いつもお世話になっております。C o l tテクノロジーサービスの水谷と申します。このたびは、弊社のトラヒック・ポンピングの防止策について発表する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速、資料92-8に沿って説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目ですが、具体的な防止策についてお伝えする前に、少しだけ弊社の考え方を記載させていただいております。まず、トラヒック・ポンピング自体は、発信事業者側の通話定額サービスの存在なども含んで、複合的な要因の下で発生する事象であると考えております。これを防ぐためには、弊社のような着信事業者側における防止の取組もちろん必要ですが、発信事業者側における通話定額制サービスのトラヒックの適正性の確認や、また、利用顧客に対する十分なKYCの実施、それから、具体的には同一の電話機から同一の番号へ発信する場合、数分間に1回に制限するなど、こうした規制も併せて検討されるべきではないかと考えております。

また、弊社は、本研究会では珍しい外資系の通信事業者ということで、日本国外におけるトラヒック・ポンピングへの対処方法なども一部共有させていただくことで、本研究会にて、より有益な情報交換を促進できるのではないかと考えております。例えば通信業界全体の対応として、疑いのある事例を監視して対処したり、もしくは報告するような制度が導入されているところもございまして、通信事業者とリセラーの間でのレベニューシェアリングの規制や、顧客との契約に適用するF a i r U s a g e P o l i c y、公正利用ポリシー、こういったことを採用するなど、様々な方法が挙げられます。特にヨーロッパの市場においては20年以上、このF a i r U s a g e P o l i c yというものがきっちりと施行されていて、トラヒック・ポンピングを未然に防ぐ仕組みがつくられていることから、こういったものを参考にすることも必要なのではないかと考えております。

それでは、2ページ目の具体的な施策について、1番から6番まで、弊社における取組を簡単にまとめさせていただいております。

まず1点目がトラヒックのモニタリングの実施です。こちらはトラヒックをモニタリングしまして、トラヒックの急増があった場合に、例えばお客様へ利用用途を確認したり、それから、後ほどにも出てまいります事業者様とのミーティングの場を設けまして、そこで対策を検討するというようなことをさせていただいております。

それから、2番目が番号の提供数の制限です。一定数以上の番号を提供する場合に、利

用用途を確認したり、それから、もちろん日本国内の事業者様であればそれで済むかと思いますが、海外の事業者様だった場合、日本国内での実績がありませんので、海外の実績もかなり細かく確認をした上で、どの程度の番号が提供できるのかという点を検討するといったことをさせていただいております。

それから3点目、これは実際にはマネーロンダリングの防止法の観点から行っているものではありませんが、トラヒック・ポンピングの抑制にもつながっていると思いますので記載させていただいております。例えば、サービスを利用するお客様に対して、どのような用途で、どのような番号の割当てを行ってといった点をヒアリングすることで、KYC、Know Your Customerのプロセスを実施させていただいております。

それから、4点目が定期的な事業者間のチェックです。今現在、相互接続を行っている通信事業者様との間で定期的に打合せを実施しまして、どのような防止の施策ができるのかということについて話をさせていただいております。

5番目が与信審査です。新規のお客様に関してはもちろん与信の審査を行っておりますので、そこでできちりと、例えば住所やそれから御契約者様が正常な事業者様かどうかという点を確認させていただいております。これにはクレジットチェックなどももちろん含まれております。

最後が約款による不正利用の禁止です。約款にて当社サービスの不正利用を明確に禁じておりまして、何かしらの疑い、不正利用の疑いがあった場合にはサービスの提供を停止するというようなことも行わせていただいております。

以上が簡単に、弊社の取組についての御説明でございます。ありがとうございました。

**【相田座長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの各社様からの御説明につきまして御質問、御意見がございます構成員の方は、また挙手をお願いできればと思います。

それでは、武田構成員、お願いいたします。

**【武田構成員】** 御説明ありがとうございました。今回の御説明で、各社ともトラヒック・ポンピングにつきましては若干の改善が見られたということでしたので、とてもよかったのではないかと思います。ただし、御説明の中でも出ましたが、このようなことが私たちごっこのように続いていて、今後もチェックを定期的に行うことが重要ということで、今後も引き続きやっていただければと思っています。

もう一つ、このトラヒック・ポンピングについては、そもそも論として、かけ放題とい

うサービスが狙われているということがあります。今回ソフトバンク様から自主的取組として紹介があったように、かけ放題を制限して従量制にすると効果が大きかったと認識しました。そういう独自取組の情報共有なども引き続きやっていただければ幸いです。

ありがとうございます。以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井でございます。今、C o l tテクノロジーサービスから、前提としてこういう考え方が良いのではないかという話と、ソフトバンクさんからはストレートに、かけ放題を制限するという話がありました。特に後者について、NTTドコモもKDDIもかけ放題を提供されていると思いますが、ソフトバンクのようにストレートに制限するという事は、両社とも一応可能なのでしょうか。何か契約書に書いておかないと、利用者への説明で、こうこうこういう場合についてはかけ放題できないようになりますよということを最初に言わなければいけないような気もするのですが、その辺りはどうでしょうか。

【相田座長】 それでは、今の件について、ソフトバンクさんのほうからお答えいただけますか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。弊社が御説明させていただいた資料の1ページ目の左側に、少し字が小さいのですが、提供条件について記載しておりまして、制限条件をかけさせていただいております。

【相田座長】 これは、当初からこれが記載されていたということでしょうか。

【ソフトバンク】 そうですね。当初からです。

【相田座長】 はい。

【酒井構成員】 では逆に言うと、NTTドコモやKDDIにおいては、かけ放題については、一般利用者に対しては幾らやっても別に構わないという提供条件になっているので、今さら、後からそれを制限するという事は難しいのでしょうか。

【相田座長】 これについて、NTTドコモさん、KDDIさんのほうから何か御意見があればお願いしたいと思いますが、まずNTTドコモさん、いかがでしょうか。

【NTTドコモ】 NTTドコモの東原でございます。御質問ありがとうございます。

まず、ソフトバンク様を取り組まれているかけ放題の制限でございますが、当社も同様に、従量課金に切り替えるという取組は実施しております。加えて、当社は、主に発信の

多い音声ユーザーに対しある一定の閾値を超えますと、発信時にいわゆるガイダンスを流し、そのガイダンスの中で数字を入れないと通話ができないという取組も実施しているところでございます。

当社からは以上でございます。

【相田座長】 そのかけ放題の制限については、明確に約款等にも書かれているということでしょうか。

【NTTドコモ】 ご認識のとおりです。約款や提供条件書に記載の上、このような取扱いをしております。

【相田座長】 ありがとうございます。

KDDI様のほうはいかがですか。

【KDDI】 KDDIの橋本です。弊社のほうでも、定額サービスの制限につきましては約款のほうに記載されておまして、いわゆる機械的な発信のようなものを検知した場合には、まず警告文を送らせていただいて、それでも収まらないというか、止まらないような場合には通話停止や、最悪、解約まで対応を取るということで対応させていただいております。

以上です。

【酒井構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。では両社とも、やろうと思えば、同じことはできるわけなんですね。分かりました。

【相田座長】 佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。トラヒック・ポンピングについてはガイドラインができ、ルールメイキングがすすめられたことで状況が大きく改善されつつあるということ。我々としても時間かけて議論してきた結果、きちんとした効果が見られたということで、評価できる部分があります。

ただし、各社の意見を聞いていると、必ずしも十分とは言えないところがあって、ほかの先生も言われたかもしれませんが、状況は継続して注視し、必要に応じて対応を考えないといけない。そういう意味では、またトラヒック比等を見て、異常な状況が起こった場合、できるだけ速やかに対応することが必要だし、定期的にこういう情報、トラヒック比、発着比率等を総務省に提出いただくようなこと、あるいは総務省として状況を定点観測していくか、あるいは異常と思われる事例が散見されたときには直ちに我々に情報提供していただくか、そういうことを継続して進めていただきたいと思います。先ほどの話にもあ

りましたが、トラヒック・ポンピングに関して事業者間協議には相当時間がかかっているようで、もう少しきちんとした対応のプロセスについてもルールメイキングをすべきと考えます。協議に時間かかるということは、その間、必要でないお金が外に出ることになりますので、まだまだ必要に応じた議論があり得るのかとは思っています。

また、質問事項になりますが、外資系のC o l tさんが今回参加されて、いままで機会がなかったので、具体的なことを幾つか聞きたいと思っています。御意見は段落3つから成っていて、1つ目は、通話定額制サービス以外にも、様々な複合的な要因で問題が発生していますよということですが、日本のケースで、通話定額制以外で、複合的と思われる要因、どういうものが主にあるのか、2つでも3つでも教えていただけるとありがたいです。

それから2つ目の段落は、主にキャリアとして様々な形で対応できますよという話で、3つ目の段落は、海外においてはルールや政策的対応もありますということだと思います。2段落目に関連して、次のページにC o l tさんの取組が示されています。幾つか関心がありますが、一番初めのものだけ確認させていただくとすれば、異常が起こった場合に対処するということについて、その異常というのは、定義、閾値といますか、発着信等でどういう状況、数値を使っておられるのか教えてください。②から⑥までについては、異常のときの対応というよりは、日常的な対応にも見えます。①において「異常に対処している」と書いてあるので、閾値等で異常が見られたときに具体的にどのように対処されているのか。①について以上の質問に対して少し説明いただければと思います。

最後に、政策的にも様々海外で事例があるようで、ここは私も勉強したいと思っています。例えば具体的に日本でこれから実行できそうな海外の対応策、政策、F a i r U s a g e P o l i c yと書いてありますが、中身がまだ分かっていないので、具体的に幾つか大事そうなところを教えていただけると、我々非常に参考になると思います。

以上です。

**【相田座長】** ありがとうございます。それでは、C o l tテクノロジーサービス様、本日お答えできそうな範囲で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

**【C o l tテクノロジーサービス】** かしこまりました。では少しかいつままでの回答になってしまうかと思いますが、まず1点目の複合的な要因についてです。トラヒック・ポンピングの原因や、それから、それを抑止するための策について話を行う際に、先ほど幾つかのプレゼンテーションでも疑いのある事業者という記載がございましたが、今現状

では、かなり着信事業者に着目されていますが、これは発信するSIMカードや、通話定額制サービスという存在があって、かつそれを着信する側の事業者があって初めて起こるものということで、複合的な要因ということに記載させていただいております。もちろんこの6点の項目は、C o l t が着信事業者側として取り組ませていただいている内容ですが、発信事業者側も、やはり挙げさせていただいたとおり、KYCというお客様の御利用用途のチェックをしたり、閾値を超えたものを従量課金に変えたり、それから、場合によってはサービスの提供を止めたりということも十分に可能であるということを少し説明させていただいた次第でございます。

それから、2点目のトラフィックモニタリング、どういうことをやっているかという点ですが、具体的にはウィークリーでトラフィックを監視、ボリュームを監視しておりまして、著しくボリュームが増えた場合にアラートが上がる仕組みをつくっております。アラートが上がった場合には、すぐに営業担当からその企業に対して、何か変更を行ったのか、何かこれまでに申込みの際におっしゃっていただいている利用用途から外れるようなこと、もしくは新しい取組などを始めたかどうかということを確認させていただいております。

それから、F a i r U s a g e P o l i c y です。こちらはかなり長い内容になってしまいますが、具体的には、もし不正利用があった場合に、契約を制限したり、もしくは契約そのものを解約したりということができるようポリシーになっておりまして、約款にも記載があることに加えて、こういったことを発信事業者側のほうでもコントロールできるようにすることで、トラフィック・ポンピングそのものを未然に防ぐというような働きがあると認識しております。

すみません、かなりかいつまんでの御説明になってしまいますが、以上でございます。

**【相田座長】** ありがとうございます。特に最後のF a i r U s a g e P o l i c y に関しましては、より詳細な資料等々、もし後ほどでも御提供いただければ大変ありがたいかと思えます。佐藤先生、よろしいでしょうか。

**【佐藤構成員】** はい。ざっくりとはありますが分かってきました。また様々勉強させていただかないと。アラートが出てきて、理由等を確認するということですが、確認で終わるのか、確認だけではなくて、さらなる追加の手段といいますか、何か具体的な対応をされているのでしょうか。今の説明では、アラートがあって、理由を確認したりするという話だけだったので、資料に書いてある「異常に対処している」というのは確認するところまでという理解でいいですか。

【C o l tテクノロジーサービス】 もちろん確認をさせていただいた際に、利用規約を反するようなものであったり、それから約款を外れてしまうようなものであったり、これまで申込みをされていた内容と全く違う用途で使われているというような場合には、契約を解除したりということもございます。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。また約款がどのように記述されているかといった点は多少気になりますが、様々対応されているということは分かりました。

最後に、日本の企業さんに対してですが、データを総務省に出すときに、総務省のみか、あるいは構成員のみで、A社、B社ではなく、実際の会社の名前も含めて、こういう会社において、長く問題となりうる状況、異常なトラヒックの状態にありますよという事実について、追加情報として得られたらよいかと考えます。すぐに公開ということはないと思いますが、内々で情報を得られるとありがたいのですが、NTTドコモさんやKDDIさんは、企業名を出すとまずいということがありますか。

【齊藤料金サービス課課長補佐】 恐れ入ります。事務局の総務省料金サービス課の齊藤でございます。先ほど佐藤先生からお話ございました点について、こういった企業情報に関するところは今回伏せさせていただいた上で、個別の社の議論というよりも、トラヒック・ポンピングそのものがどの程度定量的に発生しているかということについて今回ヒアリングさせていただいた次第でございます。今後特に個別の社を検討するというよりも、引き続きトラヒックを全体で、MNOの皆様から情報いただいた上で検討できればと思っておりますので、ひとまず引き続き、あまり個社名などを公表するようなことなどは検討せずに、定期的なモニタリングをさせていただきたいと事務局としては考えてございます。

【佐藤構成員】 佐藤です。総務省の考え方は分かります。すぐ何かデータを出してくれということではなくて、こういう問題が半年、1年まだ続くようであれば、毎回A社、B社と出すのではなくて、少なくともA社がずっと続いているとか、A社はなくなったけど、次の形でまたB社が現れた等、どういう状況で問題が継続しているのか理解する必要があるので、企業に関する具体的情報も必要になると考えます。半年、1年見ていく中で、もしかしたらそういう個別の企業がずっと同じ状況で問題を解決できないでいるのか、別の企業に入れ替わって問題が起きているのか、そういうことも分かると議論しやすいかと思うところです。すぐ情報提供してほしいということでもないですが。

【相田座長】 はい。ほかにいかがでしょうか。

それでは、今既に少しお答えいただきましたが、ほかの構成員からいただいた御意見も

含めまして、何か事務局からコメントはございますでしょうか。

【齊藤料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。先ほど皆様からプレゼンもいただきまして、トラヒックの状況なども引き続き注視していくべきだということも、先生方からもお話伺っておりますので、こうした研究会の場では、そうした政策的な意味での御議論をいただくために、引き続きモニタリングは定期的に行なえばと考えてございますので、個別の社の検討ではなく政策的な議論をさせていただきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【相田座長】 はい。それから、先ほど御指摘ございましたように、外国でのグッドプラクティスでしょうか、そういうようなものの調査といったこともぜひ事務局のほうで行って、資料収集等お願いできればと思います。

#### ○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等について（令和7年度の接続料の改定等）

【相田座長】 それでは、議題の（4）に参りたいと思っております。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更認可申請等についてでございます。

本件につきましては、NTT東日本・西日本から行われた接続約款の変更認可申請につきまして、事務局より御説明いただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

#### （事務局より資料92-9に基づき説明）

#### ○ 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」での検討結果に関する報告

【相田座長】 ありがとうございます。御質問等につきましては、次の議題（5）とまとめて時間を取りたいと思っております。

議題の（5）は、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」での検討結果に関する報告でございます。

先般開催されました光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の在り方に関する検討会第7回での検討結果につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

(事務局より資料92-10に基づき説明)

【相田座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より御説明いただいた議題4、5に関しまして御質問、御意見等ございましたら、また挙手いただければと思います。あるいは、前のほうの議題1から3につきましても追加での御発言、御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、酒井先生、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井でございます。今の最後の議論のところ、安全性のためのクロスポイントということがありますが、クロスポイントというのは物理的に交差していなくても、例えば、1つの管路に入っている2つのファイバがクロスポイントと言ったり、定義が様々ですし、そもそも東京を通るものは東京直下地震が来たら両方ともやられる可能性があることまで考えられないことはないんですが、要望事業者の方が、自由に開示してほしい情報を要求できると考えてよろしいのでしょうか。

【相田座長】 事務局、お願いできますでしょうか。

【小川料金サービス課課長補佐】 酒井先生、御質問ありがとうございます。御質問いただきました点は、右肩番号9ページ目の(2)の2ポツ目のところかと思えます。こちらには要望事業者が具体的に設備を持っておる側の事業者に調査依頼を行うといったときに、クロスポイントの定義を指定することを可能とするというふうに規定してございます。これについては、酒井先生御指摘のとおり、物理的に交差しているいわゆるクロスポイントでなくても、例えば同じ管の中に収容されているとか、あるいはすごく物理的に近接している場合だとなかなか冗長性の確保に資さないという可能性もございます。もちろん要望事業者のほうで持っている設備、あるいはこういうネットワークを敷設したいといったことについて、きちんと開示元事業者のほうに説明することが求められますけれど、こういった点についてはクロスポイントの定義をあらかじめ要望事業者のほうから指定することが可能というふうになってございます。お答えになっておりますでしょうか。

【酒井構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、関口先生、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。今の小川補佐からの説明について若干感想めい

た補足をさせていただきたいと思います。

本件は規制改革推進会議から下りてきたもので、対象事業者が電気通信だけではなくて、電力と鉄道も包含している、かなり業種の幅の広いものであります。総務省としてできることは、当面取りあえずは電気通信の中での標準的なフォーマットを定めるということで、NTT東西さんに御尽力いただきまして標準フォームをつくっていただいたんですが、今の酒井先生の御意見のように、こういった異経路構成、クロスポイントの定義そのものも要望事業者によってまちまちだという可能性がありますので、かなり幅の広く自由度の高い取りまとめを行っているという状況がございます。

以上でございます。

**【相田座長】** 関口先生もなかなか御尽力いただいたんじゃないかなと。どうもありがとうございました。

ほかいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局のほうから何か連絡事項ございますでしょうか。

**【小川料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。特段こちらから申し上げる事項はございませんが、次回の日程については、また別途御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**【相田座長】** それでは、ほかにごございませんようでしたら、これをもちまして第92回会合を終了したいと思います。本日もお忙しい中御出席いただき、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上